建築基準法第８５条第６項の許可における取扱い基準

1. 目的

本基準は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第８５条第６項の規定に基づく許可について、安全上、防火上及び衛生上の必要最低限の事項を定め、適切な運用を図ることを目的とする。

2. 用語

本基準における用語の定義は、法、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号。以下「令」という。）によるものとする。

3. 許可基準

(1) 許可における用途及び許可期間については、表１によるものとする。

表１

用途	許可の期限
仮設店舗等（建替による）	建替に必要な期間
仮設校舎・園舎	建替に必要な期間
仮設モデルルーム	１年以内
仮設現場事務所（本設建築物の建築敷地外）	本設建築物の工事に必要な期間
仮設販売事務所	１年以内
仮設選挙事務所	選挙活動に必要な期間
仮設郵便局・税務事務所	夏季・年末などの限定期間
その他	１年以内

(2) 許可申請受付時には、本設建築物の確認済証又はそれに代わるものを添付する。

(3) 建築物の階数は、２階以下とする。

(4) 防火基準に関しては、以下のとおりとする。

① 防火地域内の仮設建築物

- 主要構造部は、不燃材料とすること。
- 外壁で延焼のおそれのある部分は、防火構造以上とすること。
- 開口部で延焼のおそれのある部分は、令第１０９条第１項に規定する防火設備とすること。
- 火気使用室の内装は、壁及び天井の仕上げを準不燃材料以上とすること。
- ２階に避難器具を設置すること（例：避難ロープ、避難はしご等）。ただし、避難上有効に階段を２箇所以上設置した場合は、この限りでない。
- その他、特定行政庁が必要と認める要件を満たすこと。

② 防火地域以外の仮設建築物

- 屋根は、不燃材料とすること。
- 外壁で延焼のおそれのある部分は、準防火性能以上とすること。
- 火気使用室の内装は、壁及び天井の仕上げを準不燃材料以上とすること。
- ２階に避難器具を設置すること（例：避難ロープ、避難はしご等）。ただし、避難上有効に階段を２箇所以上設置した場合は、この限りでない。
- その他、特定行政庁が必要と認める要件を満たすこと。

(5) 規模による制限は以下とする。

① 延床面積が５００㎡を超える場合

- 外壁で延焼のおそれのある部分は、防火構造以上とすること。
- 開口部で延焼のおそれのある部分は、令第１０９条第１項に規定する防火設備とすること。

② 延床面積が１５００㎡を超える場合

- 耐火建築物又は準耐火建築物とすること。
- １５００㎡以内ごとに耐火構造又は準耐火構造で区画すること。

③ ２階の床面積が２００㎡を超える場合

- ２階の床を不燃材料以上で施工すること。
- 階段を不燃材料で施工すること。

4. 許可申請添付図書

許可申請に必要な図書は、以下のとおりとする。

① 許可申請書
② 理由書
③ 誓約書
④ 本設建築物の確認済証又はそれに代わるもの
⑤ 工程表等
⑥ 付近見取図・配置図・平面図・立面図・断面図
⑦ その他特定行政庁が必要と認める図書

5. 許可申請の順序

許可申請を行う場合の申請手続きの順序は、表２のフローチャートによるものとする。

表２

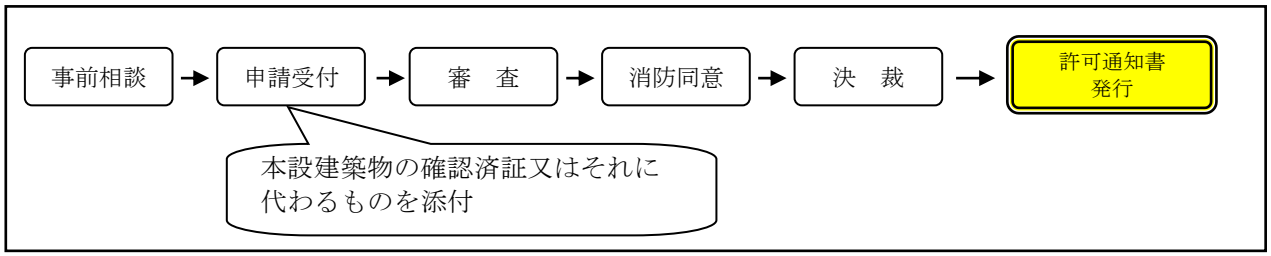

6. その他の特例

許可基準に適合しない事項について、安全上、防火上及び衛生上、本基準と同等以上に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

7. 附則

この取扱い基準は平成２４年４月１日より施行する。

令和４年５月３１日（一部改正）

お問い合わせ

八王子市
まちなみ整備部建築指導課
審査担当
電話　０４２－６２０－７２６４（直通）